

各都道府県知事 殿

農林水産省経営局長

### 農業委員会による最適化活動の推進等について

農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）を実施することとされている。

この際、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針（法第7条第1項の指針をいう。以下「指針」という。）を定めるよう努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならない（法第7条第3項）とされている。また、農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならない（法第37条）とされているところである。

この点、農業委員会は、最適化活動の成果目標及び活動目標（以下「最適化活動の目標」という。）を設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員（以下「推進委員等」という。）が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行った上で公表することが重要である。

さらに、最適化活動を実施するに当たっては、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）と農業委員との役割分担及び連携が適切に図られることが必要である。

以上の点を踏まえ、下記のとおり、最適化活動の目標の設定、推進委員と農業委員との役割分担等についての考え方をまとめたので、御了知の上、貴管下の市町村及び農業委員会に対する周知をお願いする。

## 記

### 第1 農業委員会による最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告等

#### 1 基本的な考え方

推進委員等が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地の斡旋、農地の定期的な見回り等多岐にわたる。

農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は、最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要がある。このため、農業委員会は、次のとおり、令和4年度から、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第37条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。

#### (1) 最適化活動の目標の設定

##### ① 成果目標の設定

農業委員会は、毎年度、最適化活動の成果目標を次により設定するものとする。

ア 別表1に掲げる者への農地の集積（以下「農地の集積」という。）

イ 遊休農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号に掲げる農地をいう。以下同じ。）の解消

ウ 新規参入の促進（農業への新たに農業経営を営もうとする者（以下「新規参入者」という。）の参入の促進をいう。以下同じ。）

##### ② 活動目標の設定

農業委員会は、毎年度、①の目標を達成するため、最適化活動の活動目標を次により設定するものとする。

ア 各推進委員等が最適化活動を行う日数

イ 最適化活動を強化して実施する月（以下「活動強化月間」という。）

ウ 新規参入の促進のための相談会（以下「新規参入相談会」という。）に参加すること

#### (2) 最適化活動の点検・評価並びにその結果の公表及び報告

推進委員等は、最適化活動の具体的な実施状況を記録簿に記録し、農業委員会は、当該記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第37条の規定によりその結果を公表す

るとともに、都道府県知事に報告するものとする。

## 2 最適化活動の目標の設定及び公表・報告

農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を次により設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。ただし、別表2に掲げる市区町村の農業委員会については、別紙の最適化活動の目標の考え方にに基づき設定するものとする。

### (1) 成果目標の設定

#### ① 農業委員会の目標の設定

農業委員会は、最適化活動の成果目標を次により設定するものとする。

##### ア 農地の集積に係る目標

農業委員会は、指針において令和4年度以降の農地の集積に係る目標を80%以上に設定している場合には、当該集積率を目標として設定するものとする。

これに該当しない農業委員会の場合は、都道府県が定めた目標（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第5条第2項第4号に掲げる目標をいう。）を目標として設定するものとする。

##### イ 遊休農地の解消に係る目標

農業委員会は、次のa及びbにより目標を設定するものとする。

#### a 既存の遊休農地の解消

##### (a) 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査（農地法第30条第1項に規定する利用状況調査をいう。以下同じ。）により判明した「緑区分の遊休農地」（「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第3の1の(3)のアの(ウ)のaに該当する農地をいう。以下同じ。）を令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、令和4年度から令和8年度までの毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定するものとする。

##### (b) 黄区分の遊休農地の解消計画の策定

令和3年度の利用状況調査により判明した「黄区分の遊休農地」

(運用通知第3の1の(3)のアの(ウ)のbに該当する農地をいう。以下同じ。)については、都道府県、市町村、農地バンク(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)等と協議し、基盤整備事業の実施など黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定することを目標として設定するものとする。

b 新規発生 of 遊休農地の解消

活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地については、当該活動年度にその全てを解消することを目標として設定するものとする。

ウ 新規参入の促進に係る目標

農業委員会は、農地の所有者から、新規参入者に対する貸付け等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表するものとし、当該農地の面積が、平成28年度から平成30年度までの各年度において権利の設定又は移転が行われた農地の面積(農地法第3条第1項の規定による許可及び基盤強化法第19条の規定により公告があった農用地利用集積計画の定めるところによる権利の設定又は移転に限る。)の平均の1割以上となることを目標として設定するものとする。

② 推進委員等の担当区域ごとの目標の設定

農業委員会は、①の目標の達成に資するよう、推進委員等の担当区域の実情(農地面積、遊休農地面積等)を踏まえ、担当区域ごとに①のア、イのa(a)及びb並びにウの目標を設定するものとする(①のウの目標については、農地の所有者から同意を得る面積を目標として設定するものとする。)

その際、当該目標の合計が①の目標を下回らないように留意するものとする。

(2) 活動目標の設定

① 推進委員等が最適化活動を行う日数

農業委員会は、推進委員等の活動量が成果目標の達成に向けてふさわしいものとなるよう、農業委員会系統組織における統一的な取組として、地域の実情を勘案しつつ、推進委員等の最適化活動の活動日数を目標として設定するものとする。

② 活動強化月間の設定

農業委員会は、毎年度、活動強化月間として3月以上を設定することを

目標として設定するものとする。

### ③ 新規参入相談会への参加

農業委員会は、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定するものとする。

## (3) 最適化活動の目標の公表及び報告

農業委員会は、毎年度、4月末までに、(1)及び(2)により設定した最適化活動の目標について、個人情報を除き、5の(1)により都道府県機構（法第42条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）の確認を受けた上で、法第37条の規定によりインターネットの利用その他適切な方法で公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。

報告を受けた都道府県知事は、5月末までに、管内の農業委員会の最適化活動の目標を取りまとめた上で、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）を経由し、経営局長に報告するものとする。

## 3 最適化活動の記録及び点検・評価の実施

### (1) 推進委員等の最適化活動の記録及び点検・評価の実施

#### ① 推進委員等の最適化活動に係る記録簿の作成

各推進委員等は、毎年度、最適化活動を実施した月日、場所、相手方、活動内容等を具体的に記録した記録簿を作成するものとする。

農業委員会事務局は、記録簿の作成が適切に行われているかを適宜確認し、必要に応じて、推進委員等に対して助言するものとする。

#### ② 推進委員等の最適化活動の点検・評価の実施

ア 各推進委員等は、毎年度、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の4月末までに農業委員会に提出するものとする。

イ 農業委員会は、アにより各推進委員等から提出された点検・評価の結果を5月末までに、総会（法第16条第1項に規定する部会を含む。以下同じ。）において点検・評価し、その結果を各推進委員等に通知するものとする。

#### ③ 推進委員等の選考における点検・評価結果の活用

農業委員会は、推進委員を委嘱するに当たり、②のイによる点検・評価

を受けたことのある者の選考を行う場合は、当該点検・評価の結果を考慮するものとする。

なお、市町村長が農業委員を任命する場合も同様とする。

## (2) 農業委員会の最適化活動の点検・評価の実施

農業委員会は、毎年度、翌年度の5月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとする。

## 4 最適化活動の点検・評価結果等の公表及び都道府県知事等への報告

### (1) 点検・評価結果等の公表

農業委員会は、毎年度、推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びにこれらの点検・評価結果（以下「点検・評価結果等」という。）を取りまとめたものについて、個人情報を除いた上で、法第37条の規定によりインターネットの利用その他適切な方法で公表するものとする。

### (2) 点検・評価結果等の報告等

- ① 農業委員会は、点検・評価結果等を取りまとめた上で、6月末までに、市町村長、都道府県知事及び都道府県機構に報告するものとする。
- ② 都道府県知事は、①により報告を受けた管内の農業委員会の点検・評価結果等について、地方農政局長を経由し、7月末までに経営局長に報告するものとする。
- ③ 経営局長は、②の報告の内容を確認した上で、最適化活動の更なる推進に向け、農業委員会等に対して、優良事例の紹介等を行うものとする。
- ④ 農業委員会は、点検・評価結果等を踏まえ、最適化活動の改善を図るものとする。

## 5 関係機関との連携

### (1) 関係機関への通知等

最適化活動の目標の達成に向けては、農業委員会が、関係機関（都道府県、市町村、都道府県機構及び農地バンク）と連携することが重要であり、最適化活動の目標を決定したときは、その内容を次により関係機関に通知するものとする。

- ① 農業委員会は、2により最適化活動の目標を決定した場合は、速やかにその内容を都道府県機構に通知するものとする。

- ② ①の通知を受けた都道府県機構は、当該目標が2の(1)及び(2)に基づいて適切に設定されていることを確認した場合には、その旨を農業委員会に連絡するものとし、最適化活動の目標が適切でないとは判断される場合には、農業委員会に対し、当該目標を修正すべき旨の助言をするものとする。
- ③ ②により当該目標を確認した旨の連絡を受けた場合、農業委員会は、最適化活動の目標を都道府県、市町村及び農地バンクに対し速やかに通知するものとする。また、②により当該目標を修正すべき旨の助言を受けた場合、農業委員会は、当該目標について都道府県機構と協議し、その結果を踏まえた最適化活動の目標を都道府県、市町村及び農地バンクに通知するものとする。

## (2) 市町村との連携

市町村は、基盤強化法第6条第2項第4号に掲げる目標を達成する観点から、最適化活動と密接に連携し、農地の集積を進めるものとする。

## 6 その他

### (1) 推進委員等の委嘱又は任命の取扱い

年度途中で推進委員等の委嘱又は任命が行われた場合は、当該推進委員等の担当区域の最適化活動の目標は、新たに委嘱又は任命された推進委員等に引き継ぐものとし、3の(1)の②のアの点検・報告は、委嘱又は任命された推進委員等が行うものとする。なお、推進委員等は、任期満了の際に、任期満了日の属する年度における最適化活動の実施状況について点検を行った上で、その内容を農業委員会事務局に提出するものとする。

### (2) 様式その他必要な事項

本通知に基づく取組に必要な様式その他必要な事項は、経営局農地政策課長が別に定める。

## 第2 推進委員と農業委員の役割分担、中立委員の選考等

### 1 推進委員と農業委員の役割分担、総会への推進委員の出席

#### (1) 推進委員と農業委員の役割分担

推進委員を設置している農業委員会においては、推進委員と農業委員とが連携して最適化活動を実施することが必要であるが、役割分担が明確化されないまま農業委員が最適化活動を実施することで、農業委員の事務負担が増大したり、推進委員が主体的に活動できないといった声もある。

最適化活動の推進に当たり、農業委員会は、推進委員及び農業委員の役割

分担を明確に定めた上で、推進委員及び農業委員がその役割に即して密接に連携することが適当である。

その際、推進委員は、各担当区域内において、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地の幹旋等の最適化活動を実施し、農業委員は、最適化活動の実施状況を把握した上で推進委員に対して必要な支援を行うという役割分担が基本である。

## (2) 総会への推進委員の出席

推進委員が最適化活動により把握する地域の農地の状況に関する情報は、農業委員会が行う農地の権利の設定又は移転の許可等の事務と密接に関係している。このため、農地の権利の設定又は移転の許可等を総会で審議する場合、農業委員会は、その農地が所在する区域を担当する推進委員に対して総会に出席して意見を述べる機会を提供することが適当と考えられる。

## 2 中立委員の選考等

### (1) 中立委員の選考

市町村長は、農業委員の任命に当たり、農地の権利の設定又は移転の許可に際し公正性を期すため、農業委員会の所掌事項に関し利害関係を有しない中立委員を含めることとされている（法第8条第6項）。

中立委員には、弁護士、司法書士、行政書士その他の法令、行政、不動産、土地開発等に知見を有する者や農業分野以外の視点を持った者を任命することが適当である。

適当な候補者がいない場合は、日本政策金融公庫の農業経営アドバイザーその他の農業者に対する支援を行っている人材を中立委員として任命することも検討されたい。

### (2) 中立委員への研修、中立委員の役割の発揮

中立委員から、農業経験や地域農業に関する知見が少ないために、総会の場で発言しづらいという声もある。

このため、農業委員会は、中立委員が地域農業に関する知見を得られるよう、中立委員に対して地域農業の実情を知る機会を提供することが適当である。また、中立委員に求められる役割が十分に発揮されるよう、総会において、中立委員が発言する機会を積極的に設けることが適当である。



(別表 1)

記の第 1 の 1 の (1) の ① の ア の 別表 で 掲 げ る 者 は、 次 の い ず れ か の 者 を い う。

経営体	定 義
1 認定農業者	① 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定により経営改善計画の認定を受けた者 ② 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人
2 認定新規就農者	基盤強化法第14条の4の規定により青年等就農計画の認定を受けた者
3 基本構想水準到達者	基盤強化法第6条第1項の規定により市町村が定める基本構想における農業所得、経営規模その他の効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成しているとみなせる者
4 集落営農経営	次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営 ① 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体 ② 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織（経営所得安定対策実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第1の1の（1）の①のイに規定する「集落営農」をいう。）

(別表2) 最適化活動の目標の考え方を定める市区町村

都府県名	市 区 町 村 名
1 農業委員会の区域の全てが都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域に定められた次に掲げる市区町村	
埼玉県	蕨市
東京都	世田谷区 杉並区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 福生市 羽村市 日野市 多摩市 稲城市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 小金井市 小平市 東村山市 国分寺市 国立市 西東京市 狛江市 清瀬市
愛知県	大治町
大阪府	豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 守口市 忠岡町
兵庫県	尼崎市 伊丹市
奈良県	王寺町
福岡県	春日市 大野城市
沖縄県	那覇市
2 東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付け制限区域等が設定された次に掲げる福島県の市町村	
福島県	田村市 南相馬市 川俣町 広野町 楡葉町 富岡町 川内町 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯舘村

## 別紙

### 別表 2 に掲げる市区町村における最適化活動の目標の考え方

#### 1 全域が市街化区域に含められた市区町村における目標設定

別表 2 の 1 に掲げる市区町村については、次の考え方に基づき農業委員会が行う農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 6 条第 2 項に規定する農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）の成果目標及び活動目標（以下「最適化活動の目標」という。）を設定するものとする。

##### (1) 成果目標の設定

###### ① 農業委員会の目標の設定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第 7 条第 1 項の市街化区域と定められた区域内の農地では、農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第17条に規定する事業をいう。）を行わないこととされている。一方、市街化区域内の農地は、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく権利移動規制、農地の利用状況調査や所有者の利用意向調査の対象となっていることから、農地として適切に保全していく必要がある。

このため、最適化活動の成果目標は、本通知の第 1 の 2 の (1) の ① のイの遊休農地の解消に係る目標（同イの a の (b) を除く。）を設定するものとし、同アの農地の集積に係る目標及び同ウの新規参入の促進に係る目標については、農業委員会の判断により設定できるものとする。

###### ② 推進委員等の担当区域ごとの目標の設定

農業委員会は、本通知第 1 の 2 の (1) の ② の農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員（以下「推進委員等」という。）の担当区域ごとに①の目標を設定するものとする。

##### (2) 活動目標の設定

農業委員会は、本通知の第 1 の 2 の (2) の ① の推進委員等が最適化活動を行う日数の目標を設定するものとし、同②の活動強化月間の設定の目標及び同③の新規参入相談会への参加の目標については、農業委員会の判断により設定できるものとする。

## 2 東日本大震災の被災市町村による目標設定

別表2の2に掲げる市町村については、次の考え方に基づき最適化活動の目標を設定するものとする。

ただし、大熊町及び双葉町については、町内の大部分の農地が営農再開困難であるため、営農再開が見込まれるまでの間、農業委員会の判断により目標を設定できるものとする。

### (1) 成果目標の設定

#### ① 農業委員会の目標の設定

農業委員会は、当該市町村の復旧の程度及び営農再開状況を踏まえて、本通知の第1の2の(1)の最適化活動に係る成果目標を設定するものとする。

なお、本通知の第1の2の(1)の①のアの農地の集積に係る目標については、次のとおりとする。

#### 【農地の集積に係る目標】

福島県や市町村が定める農地の集積に係る目標等を踏まえて、当該目標を設定するものとする。

#### ② 推進委員等の担当区域ごとの目標の設定

農業委員会は、本通知第1の2の(1)の②の推進委員等の担当区域ごとに①の目標を設定するものとする。

### (2) 活動目標の設定

農業委員会は、当該市町村の復旧の程度及び営農再開状況を踏まえて、本通知の第1の2の(2)の活動目標を設定するものとする。